

# 物価連動国債の株式会社日本証券クリアリング機構清算対象化等に伴う「受託契約準則」及び「発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の一部改正について

平成30年4月12日  
株式会社名古屋証券取引所

## I. 改正趣旨

当取引所は、「受託契約準則」及び「発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則」の別表に関する一部改正等を行い、平成30年5月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください。）。

物価連動国債を代用有価証券として取り扱うにあたっては連動係数を踏まえた時価評価を行う必要がありますが、システム対応の必要性や発行規模を鑑み、これまで運用により発行日取引の売買証拠金にあつては物価連動国債を代用有価証券として預託対象外としておりました。

今般、株式会社日本証券クリアリング機構の国債店頭取引清算業務において物価連動国債を清算対象とすることにより、物価連動国債について連動係数を踏まえた時価評価をシステム上で行うことが可能となることや市場環境の変化を踏まえ、物価連動国債を発行日取引の売買証拠金の代用有価証券として預託対象とすることを明確化し、かつ、時価の取扱いについて規定するため、所要の改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

## II. 改正概要

- ・ 物価連動国債の時価評価について、連動係数を考慮した値とします。

(備考)

- ・ 受託契約準則第38条<sup>i</sup>
- ・ 発行日取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則第4条

## III. 施行日

- ・ 平成30年5月1日から施行します。

以上

<sup>i</sup> 物価連動国債は、信用取引に係る委託保証金の代用有価証券として従前より利用可能ですが、これについても規則上明示します。